

常任委員会・特別委員会の動き

個人情報保護の保護に関する法律の改正 全国共通ルールで保護制度を規定 法律施行条例を新たに制定する

総務

総務常任委員会は、6月14日に開催され、個人情報保護に関する法律の改正について、陳情5件を審査した。その結果、陳情1件が趣旨了承、4件が趣旨不了承と決定した。また、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の対応について報告を受けた。

改正法が地方公共団体へ直接適用されるのは、5年4月1日からとなるため、本市においても、改正法施行に併せ、現行の個人情報保護に関する法律を廃止し、法の施行に際して必要事項を定める個人情報の

法においては「生存する個人に関する情報」と定められているため、新たな施行条例では、死者の情報は個人情報から外れることとなる。ただし、死者に関する情報のうち、当該情報が生ずる遺族等の個人に関する情報である場合は、生存する個人に関する情報として保護の対象となる。

さらに、個人情報利用状況の公表については、法では、個人情報ファイル簿を作成して個人情報利用状況を公表するよう定められているため、現在、市の事務における個人情報利用状況を公表する際に利用している個人情報取扱事務記録簿を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に変更する予定である。

また、現行の条例と同様の扱いとするものとして、開示請求時の費用負担については、現行と同様、保有個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付を伴う際には、写しの作成及び送付に要する費用を申し受ける予定である。今後導入を検討するものとして、個人情報特定及び復元できないよう加工した行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入については、都道府県及び政令指定都市において外部提供が開始されるが、その他の市町村においては、当分の間、外部提供の義務を課せられない。このため、本市では、提供の開始時期について検討していく。

養護老人ホーム湘風園 利用者の生活に配慮した 再整備基本構想を策定

厚生環境

厚生環境常任委員会は、6月10日に開催され、議案1件、請願1件を審査した。その結果、議案は可決すべきもの、請願は不採択とすべきものと決定した。

また、①養護老人ホーム湘風園再整備基本構想(報告)②令和4年度国民健康保険料の率③石名坂環境事業所整備基本構想の策定(報告)——以上3件について報告を受けた。



利用者への配慮と安全性を確保した再整備を行う＝湘風園本館

環境上の理由及び経済的な理由により、自宅での生活が困難と判断される高齢者を措置として受け入れていく。当該施設は昭和47年に開設され、令和4年6月1日に50周年を迎えた。開設時に建設された本館部分は施設の老朽化が進み、修繕や改修を行いながら運営を行ってきた。また、再整備後の施設機能については、既存施設と同様に養護老人ホームの運営を基本とし、付帯機能として地域の交流スペースとしての活用や高齢者の生活に関する相談対応等を想定している。その他にも、①安全性の確保②施設の長寿命化③ユニバーサルデザイン④環境配慮⑤高度情報化への対応⑥利用者・職員にとって効率的な導線の確保⑦SDGsへの取組について配慮していく。

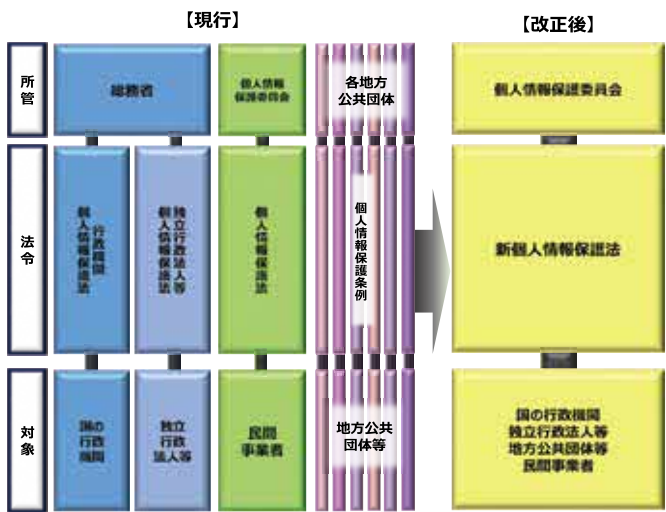
再整備事業に要する施設整備費は約15億円と見込んでおり、施設再整備等に関する2市1町の負担割合については、法人の自己資金や県の補助金などを踏まえ、これから協議・調整を進めていく。

今後の予定としては、関係部局と進め方等の調整を行い、5年度に基本設計や実施設計にかかる予算等の協議を行い、5年度から6年度にかけて基本設計、実施設計を進め、7年度から9年度に工事を行い、10年度に供用開始を想定している。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本市の対応について

(市の説明)

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(個人情報保護法)が改正され、全国共通のルールが適用される。



個人情報保護制度に関して、全国共通のルールが適用される

医療的ケア児保育事業 必要な体制整備を進め 10月を目途に受入れを開始

子ども文教

子ども文教常任委員会は、6月13日に開催され、陳情3件を審査した。その結果、陳情はすべて趣旨了承と決定した。

また、①待機児童の状況と今後の取組等②藤沢市文化芸術振興計画の改定——以上2件について報告を受けた。

本市では、藤沢市子ども子育て支援事業計画及び藤沢市保育所整備計画(ガイドライン)に基づき、保育需要に対応するため、様々な取組を進めてきた。令和3年度には、既存保育施設の再整備や認定こども園への移行などにより3年4月と比較して38人の定員拡大を図ってきた。また、待機児童の多い1・2歳児を対象に年度限定保育事業を実施するなど、施設整備以外の取組を進めていくことにも、本年度は、子ども・子育て支援事業計画の中間見直し(報告)——以上3件について報告を受けた。

また、養護老人ホーム湘風園については、茅ヶ崎市、寒川町、本市の2市1町で構成する湘南広域都市行政協議会が設立した社会福祉法人湘南広域社会福祉協会が運営しており、65歳以上で、

次に、医療的ケア児保育事業については、本年10月を目途とした市内認可保育施設での受入れに向けて、必要な体制整備の取組を進めている。これまで、事業の詳細検討や法人立保育所の現状確認調査、医療的ケア児の実態把握調査を実施してきた。今後は、7月に保護者からの個別相談や申請受付を開始し、8月に(仮称)医療的ケア児等受入れ検討会議を開催する。その後、準備が整い次第、10月から医療的ケア児の受入れを開始する。

施設保育料補助金は、幼児教育・保育の無償化の制度において、県の認可を受けていない幼稚園類似施設に通う、保育の必要性が認められない児童が対象外とされたことを受け、元々10月から5年間を実施期間として市が独自に補助を行っている。こうした中、国が3年度から多様な事業者の参入促進・能力活用事業として利用支援を行うこととしたため、本補助金は、当初の予定のとおり6年度までとし、その後は国の支援事業への移行を基本的な方向性として対応を進めていく。

最後に、藤沢市幼児教育



多様な取組により、2年連続待機児童ゼロを実現